

“(一) 謗法与同”の暴言を破す

次に“その二は、戒壇の大御本尊に敵対している身延派の悪侶等を幾たびも大石寺に招き入れたこと”との暴言を破す。

「大石寺の見学許可は本宗古来の大慈悲の化儀」

貴殿は、“戒壇の大御本尊の敵たる身延の謗法僧を、しばしば大石寺に招いている”などと述べるが、全くの勘違いである。大石寺は見学の申請には応じるが、見学者を招いたことなどはないのである。もとより総本山大石寺の境内は、宗旨を問わず見学することが許可されている。それは今に始まったことではなく、大石寺は昔より、一切衆生を順じゆんぜんぢやく逆ともに御本尊に下種結縁げしゆけちえんさせんとしてきたことによる。従つて日蓮正宗の各寺院に於ても御本尊は常に御開帳かいちやうされ、御不敬がない限りに於て、あらゆる人の参詣を可としているはずである。大石寺に於てもしかり、この理由によつて宗旨を問わず見学を許可している。

貴殿は日蓮宗の僧侶を、“高野日海をして蓮葉庵れんようあんにおいて饗応せしめた”などとも述べるが、貴殿が招き入れたという、日蓮宗の僧侶の中には、高野尊能化の大学の同窓生が居たのである。そこで特に高野尊能化が見学者に対応され、蓮葉庵にてお茶を出したという程度のことである。“饗応せしめた”などとは針小棒大しんしょうぼうだいの創価学会の怪文書そのままの受け売りではないか。貴殿はいつから創価学会の飼犬となつたのだ。

貴殿は、“一行を案内したのは大石寺内事部经理・小川只道。しかもこの小川は、帰着した佐藤順映に礼状まで送っている”などと述べるが、小川理事が日蓮宗の僧侶の案内をした経緯はなく、内事部の職員が案内したので

ある。また、小川理事の名で出された手紙であるが、それは礼状でも何でも無い。謝礼として届けられたものを断るための手紙だったのである。その趣旨は「謗施を受けず」ということにあるのであり、貴殿の批判は「切り文」の邪難に過ぎない。

即ち、謗法者に相對するの、時と場合による。日蓮正宗の僧俗も時に學問の研鑽のために、他宗寺院に見學に行く場合がある。日有上人は、

學問修行の時は宗を定めざる故に他宗の勤め行事をなし、又他宗のけさ衣をかくる事一向子細なきか、宗を定むる事は化他門なり、學問修行は自身自行なるが故なり云云。(化儀抄・聖典九八三頁)

但し物見遊山などには神社へ参らせん事禁ずべからず、誠に信を取らば謗法の人に与同する失あり云云。

(同九八七頁)

と御指南され、學僧は學問修行においては他宗の勤行をし、他宗の法衣を着することをも可とされている。また僧俗を問わず信仰的な参拝でなければ、他宗寺院を見學することも可とされている。

このように本宗に於て、他宗寺院を見學することは學問の上で認められることであり、それは謗法ではない。また逆に、他宗の僧侶が見學を申し出てきた場合にこれを許可することは、先に述べた如く、他宗の僧侶も含め一切衆生を正法に結縁させる上からも当然のことなのである。本宗古来の化儀けぎの精神をよく學べと呵しておく。

「山崎講演への悪言は事実誤認」

貴殿は山崎氏の講演により、「かくて身延僧の大石寺参拝が実現したのである」としているが、先に述べたように身延派の僧侶に大石寺見學を許可したのは古来の慣例通り対応したまでであり、山崎氏の講演とは全く無関

係である。

また、「日蓮宗新聞」の所載であれば、貴殿が知らぬはずがない”などと『日蓮宗新聞』の記事だから御法主上人が御承知であるなどというのは、全く的はずれの難癖である。『日蓮宗新聞』は日蓮宗の機関紙である。御法務で多忙を極める日蓮正宗の御法主上人が、一々他宗の新聞の内容を知る必要はないのである。

山崎氏の講演であるが、本人にその内容を確認したところ、それは次のようなものであった。まず山崎氏は当日、教義的見解を交えないで、学会がいかに反社会的であるかについて講演を行う約束になっていた。ところが講演の後に、『板本尊偽作論』等について質問があったので、山崎氏は『板本尊偽作論』は、日蓮正宗から皆さんに破折されたばかりか、名誉毀損でも訴えられて安永弁哲が破れ、以来、日蓮宗においてもタブー視されています。そのことに触れた上で、私はなぜ名誉毀損となったのか、なぜ日蓮正宗側の破折でぼろぼろにされたのか、そのことをあらためて、きちんと掘り下げて研究するべきだ、と苦言を呈したのです。「宗旨の根本に関わる御本尊の問題について、浅はかな議論をふっかけて返り討ちに遭いながら、それを何とも思わず放置していることに対して、宗教者として怠慢ではないかと、指摘をしたのです」「あくまでも私の信ずる法義までも述べることは、場が違いますので、彼らが真の求道者ではないことだけを、彼らにも判るように指摘するに止めました。しかし、むろん真の求道者として、道を求めれば、必ず真実の大御本尊に行き着く、という確信を心に持って、話したつもりであります」との存念、表現をもって日蓮宗の謗法を指摘したのである。それが『日蓮宗新聞』の記事では脈絡を考えずに一部分だけが記事になり、誤解を生じたまでのことである。

併せて山崎氏は「恐れ多くも猊下の意を賜って身延派工作をしたことなど一度もありません」と証言し、戒壇の大御本尊への絶対の信心と、御法主上人猊下への信伏随従を誓っている。そして現在でも、御法主上人の仰せの如く、学会破折の急先鋒として活躍しているのである。

貴殿も、過去の過ちを認め潔く反省懺悔した山崎氏を見習うべきであろう。論語に「過ちては則ち改むるに憚はばか

ること勿れ」とある。大聖人の仏法は一切衆生成仏の大直道である。貴殿も過去から現在に至る漫々の御法上人誹謗の大罪を改悛し、戒壇の大御本尊および御法主上人に死身の懺悔をするならば、御本仏の大慈大悲の一分をうけることができるかもしれぬ。しかし、いかに懺悔しても「千劫阿鼻地獄」の大苦を免れないことを覚悟すべきである。しかるに貴殿は今、大聖人の仏法を恣にし、我独り賢しと、どこまでも己義を押し通そうとしている。そのような無慚無愧の墮獄決定者に、山崎氏のことを云云する資格はない。山崎氏の態度は貴殿よりはるかに立派だからである。

“(三)「河辺メモ」における大御本尊誹謗の妄言を破す

次に、「その三は、河辺慈篤に対し、ひそかに戒壇の大御本尊を偽物呼ばわりしていたこと」との妄言を破す。

「浅井の疑難は創価学会の二番煎じ」

貴殿は御法主上人が、昭和五十三年二月七日、帝国ホテルにおいて腹心の河辺慈篤と密かに面談し「あろうことか、荒唐無稽な理由を挙げて、恐れ多くも戒壇の大御本尊を「偽物」と誹謗したのであった。この事實は、河辺慈篤の記録いわゆる「河辺メモ」に明らかである」などと述べているが、この邪難も創価学会の二番煎じであり、とうの昔に破折しつくされていることである。

また、得々と久遠院日騰師のことを述べているが、日露上人は、

久遠院便妙・国学の友大堀有忠に語って云はくとは死人に口なし能き証人なり、彼の便妙なる者、吾が信者

ならざる方外の友杯に妄りに法話をすべきの人にあらざ、是れ必ず死して其の人の亡きを幸とし斯る胡乱なる証人を出し給ひし者か、若し万が一彼の人にして此語あらば彼の人の歿死は必ず此の妄言を出せし現報なるべし豈慎まざるべけんや（富要七卷一〇一頁）

と仰せになり、久遠院日騰師の発言の真偽については「死人に口なし」の類であり、日騰師にしてそのような発言があるはずがない、根拠のない言いがかりであると述べられるのである。その上で、万一斯様な発言があつたとするならば日騰師であつても罪障は免れない。仮にそうだとすれば、地震の被害で遷化されたのはその報いの現れといえるとも述べられている。つまり日霑上人は久遠院日騰師にかかる発言があつたとは述べられていないし、恐らくは言いがかりであるとされているのである。貴殿が引用した箇所においても日霑上人は、久遠院日騰師の被災の原因について「是れ宿業ならんや、現報ならんや」と宿業か、現報かと仰せられていて、久遠院日騰師に大御本尊を否定する発言があつたとは断定されていない。その上で日霑上人は、学頭になられた久遠院日騰師ほどの方であつても宿業にせよ現報にせよ仏法の報いはあるのであり、身を慎んで仏道修行に邁進せよと御指南されたものと拝される。

しかるに貴殿は久遠院日騰師に大御本尊を否定する発言があつたと断定している。これは日霑上人が「死人に口なし」であると破折される如く、「根拠のない言いがかり」そのものなのである。また「河辺メモ」についても、河邊慈篤師が逝去されたことを良いことに言いたい放題のことを言っている。

メモとは、備忘録などの意味であり、「河辺メモ」なるものは河邊慈篤師の備忘録である以上、河邊慈篤師が記憶を喚起かんきすること以外、何人もそのメモの内容に意味を付与つよすることはできない。河邊慈篤師のメモは、しばしば学会のスパイによって持ち出され、悪用されている。即ち御法主上人を陥れんとするため、創価学会は悪意をもってメモを解釈し、御法主上人の誹謗に利用してきたのである。貴殿は創価学会の飼犬か。恥を知れと呵すものである。

そして何よりも、メモを書き残した当事者である河邊慈篤師は、

私はこれまで、種々メモを残しておりますが、その方法は、見聞した事柄につき、後に回顧して書いたものが多く、その際、私の性格として、自分の主観に強くこだわり、その趣旨で書き記す傾向があります。

従いまして、今回の件における面談の折の記憶を喚起致しますと、当時の裁判や以前からの『戒壇の大御本尊』に対する疑難について様々な話が出た中で、それらと関連して、宗内においても、『戒壇の大御本尊』と、昭和四十五年に総本山へ奉納された『日禅授与の御本尊』が共に大幅の御本尊であられ、御筆の太さなどの類似から、両御本尊の関係に対する妄説が生じる可能性と、その場合の破折について話を伺ったものであります。

但しこの話は強烈に意識に残りましたので、話の前後を抜いて記録してしまい、あたかも御法主上人猥下が御自らの意見として『本門戒壇の大御本尊』を偽物と断じたかのごとき内容のメモとなってしまうことは明らかに私の記録ミスであります。

このような私の不注意による、事実とは異なる不適切な内容のメモが外部に流出致し、本門戒壇の大御本尊様の御威光を傷つけ奉り、更には御法主上人猥下の御宸襟しんきんを悩ませ、また宗内御一同様に多大の御迷惑をおかけ致しましたことを衷心より深くお詫び申し上げる次第でございます。

(大日蓮 平成一一年九月号四頁)

と、貴殿の述べる、日顕上人が戒壇の大御本尊を偽物と断じたかの如き妄言について、明確に否定し、御法主上人にお詫びされている。即ち、「河辺メモ」に記されている内容は、何者かが『戒壇の大御本尊』と『日禅授与の御本尊』を関連づけて妄説を述べる可能性について話し合われたものであり、さらにその「話の前後を抜いて記録してしまい……内容のメモ」なのである。

そして日顕上人も、

いわゆる河辺メモは、客観的な言旨を極めて自己の主観的な形に書き変えた慈篤房の記録ミスである。則ち主として創価学会の存在によつて生じた日蓮正宗に対する種々の批判中の一環として、御本尊と血脈等に関する疑難悪口があることの内容について、ある時に慈篤房と客観的な話しをしたような記憶は存する。しかし学会で発表したあのメモのような諸件についての主張をしたことは断じてないのである。

(大日蓮 平成十一年一〇月号六頁)

と、日頭上人と河邊慈篤師が『戒壇の大御本尊』に対する邪難を客観的に話し合われたことが、自己の主観によつて日頭上人御自身があたかもそう述べられたようにも受け取れる記録がなされていると御指南され、記録の正確な点を指摘されている。さらに、

そこで此の際はつきりしておくことは、本門戒壇の大御本尊様と日禪授与の御本尊とは全く相違しているという事である。よく拝すれば中尊の七字の寸法と全体からの御位置においても、明らかに異なりが存し、また御署名御花押の御文字及びその大ききや御位置、各十界尊形の位置等にも歴然たる相異が存する。そして勿論模写の形跡などは存在しない。

したがって御戒壇様と日禪授与の御本尊とを類推すること自体が全くの誤りであり、この事をはつきり、述べておくものである。(同)

と、御戒壇様に関する妄説が事実には照らして誤りであることを明確に御指摘遊ばされている。

貴殿は、「荒唐無稽な理由を挙げて、恐れ多くも戒壇の大御本尊を「偽物」と誹謗した」と述べているが、そもそも、メモに記された「模写の形跡」云々など、およそ客観的事実と食い違つことまでメモには記されている。まさに、「荒唐無稽」な内容なのである。ならば尚のこと、当時宗門の教学部長という要職にあられた日頭上人が、そのようなことを述べられるという道理は毛頭ないではないか。即ち「河辺メモ」に関するこれらの誹謗は為にする誹謗なのである。ではなぜメモにあのようなことが記されていたのであろうか。

それは、その妄説について話し合われる必然性も当時の状況として存したのである。正信会の大黒喜道は自著『日興門流上代事典』の中で、

元は東京・法道院所蔵にて昭和四五年に大石寺に奉納された弘安三年五月九日書頭の宗祖本尊（脇書「比丘日禅授与之」）がその相貌と言い大きさといい、当本尊と酷似しており、注意される。（同書七三七頁）

と述べている。そして大黒喜道自身、この論議については大黒が宗門から擯斥される以前より、存在したことを認めている。つまり貴殿が言いがかりをつけるメモとは、大黒が存在したと認める戒壇の大御本尊に関する邪難について、教学部長時代の日顕上人と河邊慈篤師が話し合われたことの記録なのである。

さらに貴殿は、「細井管長への積もる鬱憤を吐露している」とも述べるが、これも全くの誤解である。メモは客観と主観が不正確に記録されている。即ち、日達上人に対する不遜の言も、間違いなく活動家僧侶（後の正信会）の発言である。

このように、貴殿はメモを記した河邊慈篤師、及び当事者であられる日顕上人が否定されている内容を、学会の悪意宣伝のままに、事実であるかの如く嘯いている。まさに卑怯卑劣なやり方である。すでにメモを記した河邊慈篤師は逝去された。そこで貴殿は「死人に口無し」とばかりに、日顕上人を悪人に仕立て上げ、どこまでも学会の尻馬に乗って、日顕上人が「周章狼狽し嘘を重ねて発言内容を否定した」というのである。「嘘に嘘を重ねて」とは一体どういう事だ。日顕上人は事実には照らして、メモは記録ミスであり、「日禅授与の御本尊とを類推すること自体が全くの誤り」と、述べられているのである。事実を述べられた日顕上人のお言葉を「嘘を重ねて」と邪難するということは、貴殿は『戒壇の大御本尊』を本物とする日顕上人の御発言が嘘であると言っているのである。何たる愚か者であろうか。それでもなお、日顕上人が「嘘に嘘を重ねて」といって主張するならば、それはもはや貴殿自身が戒壇の大御本尊を偽物とする邪な考えであると言つて他はない。

日顕上人は、

宗祖大聖人御化導の正義は仏像の造立に非ず、大曼荼羅本尊の顕発と弘通に存する。その御正意は弘安元年以降の御本尊境智の究竟人法一箇の上の三大秘法の整足、即ちその御当体は本門戒壇の大御本尊にましますのであり、故に古来、三大秘法惣在の御本尊と拝称し奉るのである。この三大秘法の究極の法体こそ宗祖大聖人の御正意であると共に御書全体の正義であり、また大聖人日興上人の唯我与我的血脈の本旨である。

この教義信条に基いて一器の水を一器に移す如く、宗祖大聖人本懐の三大秘法の深義が伝承されており、その根本の御本尊として格護されて来たのが本門戒壇の大御本尊である。

故に野衲やのうも先師日達上人よりの付法に基き、登座以来二十年、身命を捧げて御護り申し上げて来たのである。否、それ以前の宗門教師の時より已来、変わらざる信念と覚悟を以て執筆、言論等にこの教義信仰の大事を陳べて来たものである（大日蓮 平成二十一年一〇月号六頁）

と御指南されている。浅井昭衛よ、まさに、「河辺メモ」を元に誹謗を受けられた当事者であられる日顕上人のこの御指南をこそ信伏して拝せ。それでも尚、日顕上人が嘘を述べているなどという無慚無愧の讒言を述べるならば、貴殿は池田大作の片棒を担ぐ手先であり、池田大作の太鼓持ちであると自認するものと断ずる。

「浅井の御開扉中止発言は笑止千万」

貴殿は、およそ戒壇の大御本尊は、広布の日まで秘蔵し奉るべき秘仏にてまします。されば濫りの御開扉を直ちに中止し、日興上人の御心のままに、もっぱら秘蔵厳護し奉るべきである。などが笑止千万である。何も知らぬ無知蒙昧の輩が戯言を述べるものではない。日寛上人は『寿命品談義』に、

未だ時至らざる故に直ちに事の戒壇之れ無しと雖も、既に本門の戒壇の御本尊存する上は其の住処は即戒壇

なり。其の本尊に打ち向ひ戒壇の地に住して南無妙法蓮華經と唱ふる則は本門の題目なり。志有らん人は登山して拝したまへ。(富要一〇卷二二二頁)

と仰せられている。即ち大石寺門徒であるならば御開扉を頂くことが当然なのである。

また三十世日淳上人は、登山した金沢の御信徒に対して、

先々門弟は登山して一閻浮提第一の仏様に御目に懸^{かか}つて、御礼を申上る筈の事で御座る。(妙喜寺文書)と仰せになり、登山して御開扉を受けることを最大限に奨励されている。

そして近年に於ても御会式や大法要など、参詣者の多いときには戒壇の大御本尊を御影堂や客殿に御遷座して大勢の信徒が御開扉を受けていたのである。ここに日應上人が奉修された「御影堂營繕落慶法要」次第の一部をここに示すのでよく読んで見よ。

二十三日(中略)午後二時 一号鐘 主鈴宝蔵出仕 二号鐘 法主満山一同宝蔵出仕 三号鐘 大本尊に供奉して一同御堂へ上る 第一鼓 大本尊着座 大輪 御開扉 午後五時 第二鼓 大本尊宝蔵へ御遷座 一同供奉如前(院一一一)

このように日應上人も御戒壇様を御影堂に御遷座し御開扉なされている。貴殿の言う如くならば、御戒壇様を秘蔵蔽護しなかった日應上人は悪法主なのか。

また、かつての妙信講の支部結成を許可され、貴殿も

英邁^{えいまい}の聞こえ高い第六十五世の御法主(顕正会の歴史と使命 三二二頁)

と崇める日淳上人は、大講堂落成の慶事に併せて登山する約二十万人の登山者に御慈悲を垂れられ、特別に戒壇の大御本尊を大講堂に御遷座され、一日に二回の御開扉を約一カ月間にわたり許可されたのである。よもや貴殿らもこの御開扉に参加したことはない、などとは言えまい。

ここまで言えば自ずと答えはわかるであろう。御歴代上人がかくも御開扉を奨励されながら、御宝蔵にて大御

本尊を御守護申し上げてきた理由は秘蔵を主たる目的とするのではなく、大御本尊を厳護し奉ることに主たる目的があつたのである。現代において封建社会の悪弊は完全に取り払われ、宗教の自由が確立された。今この時に大御本尊を守護しつつ大勢の信徒が礼拝できる堂宇を建立し、多くの日蓮正宗信徒に登山参詣を奨励することは、日蓮正宗の法義に照らして当然のことであり、“御開扉を直ちに中止”せよなどと言うこと自体が大石寺の伝統化儀の何たるかを知らない無知の輩の戯言ざげんなのである。

貴殿は、“国立戒壇に安置し奉るべしとて留められた戒壇の大御本尊を、国立戒壇否定のための正本堂に居えまいらせた”などと相変わらず言っているが、「国立戒壇」が今日邪義であることは先に述べた。故に、“国立戒壇否定のための正本堂”などという理屈はありえない。

正本堂は当時として日蓮上人の御指南のもと、蔵の形に設計された建物である。しかし、本門戒壇の大御本尊が御安置される以上、参詣の多数の信徒が現当にわたって戒壇の功德を享きやうじゆ受する建物となるのである。当時の僧俗は一丸となり、現時における事の戒壇を建立せんとのの気概をもって正本堂を建立した。その意義は正しかつたのである。しかし、池田大作は破門されてもなお、あくまで正本堂を御遺命の戒壇とし、自分が大聖人の御遺命を達成したのだとすることに固執していた。日蓮上人は池田大作の邪心を打ち砕き正義を顕すために正本堂を解体し、奉安堂を建立されたのである。

しかるに貴殿は、“奉安堂という大規模な礼拝施設を作り、各末寺・法華講に登山を強要しては収入の増大を図っている。これ戒壇の大御本尊を営利の具とする以外の何もでもない”なども悪言を吐くが、先の日蓮上人、日忠上人の御指南をどのように拝するのだ。ひと度、日蓮正宗の信徒になつたならば折りをみて御開扉を受け、無始以来の謗法罪障消滅と現当二世を願うことは当然のこととして行じなければならぬのである。

この際はつきりしておこう、貴殿は信徒除名以前に於て御開扉を願つたことは無いのか。この点について明確にせよ。無知な顕正会員は欺けても宗門に斯様な欺瞞は通用しない。即ち貴殿が、“御開扉を直ちに中止”せよ、

などと日蓮正宗の教義に本来ない謬義を述べるのは、妙信講が講中解散処分となり、貴殿らが信徒除名になったことにより御開扉が受けられなくなった、その辻褄を合わせるために打ち立てたものなのである。今その証拠の文証を挙げる。

まず貴殿の父浅井甚兵衛は、

今私共は、宿縁深厚にして時至らざるに内拝を賜ることは、幸いこれに過ぐるものはありません。

(富士 昭和四六年九月号)

と述べている。さらに貴殿、浅井昭衛も、

気にかかっておりました台風二十三号もなんら障礙もなく、本日ここに妙信講の全講員無事に戒壇の大御本尊に御内拝を遂げ奉ったこと、誠におめでとございました(同)

と述べ、御開扉を受けた有り難さを祝っているのである。その貴殿が「御開扉を直ちに中止」せよなどとは何たる自家撞着であろうか。

貴殿は顕正会員に正直に告白したらどうだ。自分もかつては幾度となく御開扉を願ひ、正本堂の『御供養趣意書』の意義にも賛同し、御供養に参加しましたと。

「浅井の血脈否定は変節漢の両舌・無節操」

貴殿は近年、血脈に関して、たわけた邪義を唱えているようなので、ここで併せて破折しておく。貴殿は、平成十一年四月十二日になって、

細井管長は昭和五十四年七月二十二日、入院していたフジヤマ病院で、臨終思つようにならず急死を遂げた。

貫首の立場にある人が、誰もそばにいないとき、一人で急死してしまった。よって御相承をすることができなかつたのであります。まさしく御遺命に背いたゆえに、細井管長は御相承を「授ける」ことができず、阿部管長また御遺命違背の科によつて「受ける」ことができなかった。「授」なく「受」なしであります。

(顕正新聞 平成一一年四月二五日付)

と、突如として血脈が断絶したと言い出した。全く主義・主張の一貫しないあきれ果てた変節漢である。顕正会が邪教化した団体の常套として血脈断絶の邪義を唱えるならば、なぜ日顕上人が御登座された時にそれを述べなかつたのか。日顕上人御登座後二十年も経つてからそのようなことを言い出すとは邪教団体正信会・創価学会のあと乗りも良いところである。また、

御相承の断絶にまで至つたこの仏法上の重大事は、狭くともまことに深いから知り難い。(同)

とも言っている。日達上人御遷化の時、既に破門されていた貴殿が、御相承の有無について知りうるわけがない。その貴殿が血脈が断絶したなどと述べることは、ハツタリ以外の何物でもなく、まさに大妄語の極みである。

さらに、滑稽極まる珍説、

もし大聖人の御心に叶う正しい貫首上人が御出現になれば、そのとき、たちまちに正系門家の血脈は蘇る。そういうことになっているのです。(同)

などというに至つては虚言者の真骨頂を大いに發揮している。まさに自称正信会の「血脈ワープ論」と同轍ではないか。どこにそんな法門があるのだ。未来永劫御法主上人みらいえいこくになられるお方は日顕上人が六十七世の嗣法しほうとして受け継がれた血脈をお受け遊ばすのである。それ以外は断じてない。

貴殿は血脈について過去にどのように発言していたか、よもや忘れたとは言うまい。以下の貴殿の言葉を刮目してみるべし。

かくて日道上人・日行上人・日時上人・日阿上人・日影上人・日有上人と、「本門戒壇の大御本尊」を付囑

の法体として代を重ねること六十七、清浄の法水はいささかも断絶することなく今日に至っている。これが正系門下・富士大石寺の伝統である。(富士昭和六一年一月号)

と、日達上人より日顕上人への御相承をはつきり認めていたのである。ところがである、近年になって突然、日顕上人への血脈を否定しだした。このことが何を物語るのか。察するところ、日顕上人が貴殿らが目標としていた正本堂を解体するという英断を下されたので、日顕上人が正師となつてはいけなさと大いに慌てたのであろう。その結果が愚にも付かぬこのような珍説・邪説を唱えるに至つたのである。これを無慚無愧と言わずして何といふのか。両舌・無節操とはまさに貴殿のためにあるような言葉である。

要するに貴殿らが「富士大石寺顕正会」などと名乗つてみても、大石寺に帰依する気持ちなど微塵もないのである。いかなる御法主が御登座されても難癖をつけては、それを批判するという、日蓮正宗に寄生してしか存続できない亜流団体であることを、この一事を以つて図らずも露顕してしまつている。

貴殿はあろうことか御法主上人に対し奉り、「御書に云く「第六天の魔王智者の身に入りて正師を邪師となす」と。かかる者が「法主」を自称して正系門家に君臨している」などと第六天の魔王呼ばわりするという悪態をついている。しかし先に述べたように貴殿こそ自分の都合で主義主張を変更する、変節漢である。その貴殿が御法主上人にかかる暴言をなすことは、『衆生身心御書』に、

修羅が日月をのめば頭七分にわる、犬が師子をほゆればはらわたくさる(御書一一一七頁)

とある身の程知らずの痴れ者である。己の分際がわからぬのであれば、頭破七分の罪業としね。

結

「対決申し入れ」は除名処分者のたわ言」

最後に貴殿は、勝手な「約定」を定め対決を申し入れているが、当方は「狂人走って不狂人走る」の愚を犯すつもりは毛頭ない。また御法主上人におかれては、貴殿の「対決せよ」などという、身勝手極まる要求を受け入れられるべき道理は微塵もないのである。

すなわち貴殿がいかなる分際か。身の程をしれ。そもそも貴殿は、

講中解散処分を受けた後も、徒党を組み自ら宗務院並びに他の信徒を誹謗する行為を続けるのみならず、他の元議員を煽動して文書の配布、街頭宣伝、面会強要などを行なわしめ、あまつさえ暴力沙汰を惹起せしめ、また元議員が正しい信仰につくことを妨げた。(除名処分通告書)

等の理由により、宗規に照らして日蓮正宗信徒を除名されたものである。つまり貴殿は名実共に謗法の徒なのであり、勝手に「富士大石寺」を詐称し、徒党を組んで、その会長なるものを名乗っているが、その組織も、その会長である貴殿も、日蓮正宗及び大石寺とは全く無関係であることを念告する。

貴殿の主張が何故邪義なのか、当書面を読んで心肝に染めよ。また会員にもこれを示すとともに、貴殿の「対決申し入れ書」がいかに不当な要求であるかを知らしむべし。

以上

平成十七年四月一日

日蓮正宗青年僧侶邪義破折班

自称富士大石寺顕正会会長

浅井昭衛殿